

資料

目 次

職員給与等実態調査の結果

職員給与等実態調査(令和8年)の概要	1
第1表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表 給料表別の職員数等の状況	2
第3表 給料表別、級別及び号給別の人員分布	5
第4表 扶養手当の支給状況	25
第5表 管理職手当の支給状況	26
第6表 住居手当の支給状況	26
第7表 通勤手当の支給状況	27

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和8年)の概要	29
第8表 産業別、企業規模別調査事業所数	29
第9表 給与改定の状況	30
第10表 企業規模別、職種別給与額等	31
第11表 職種別、学歴別及び企業規模別の初任給	36
第12表 初任給の改定状況	36
第13表 住宅手当の支給状況	37
第14表 国内異動に係る手当等の支給状況	37
第15表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	37
第16表 定年制の状況	38
第17表 公務における再任用職員及び民間における再雇用者の役職段階別平均給与月額	38

生計費

第18表 費目別、世帯人員別標準生計費	39
---------------------	----

人事院勧告等

令和8年 人事院勧告・報告の概要	40
------------------	----

職員給与等実態調査の結果

職員給与等実態調査（令和８年）の概要

1 調 査 時 期
令和8年4月1日現在

2 調 査 対 象
職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（以下第3表までにおいて「職員給与条例」といいます。）、学校職員の給与等に関する条例（以下第3表までにおいて「学校職員給与条例」といいます。）、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員
ただし、臨時的任用職員、会計年度任用職員、育児休業者及び無給休職者等を除外

3 調 査 事 項
調査対象に該当した全職員の適用給料表、職務の級、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、職員数、学歴、性別、年齢、経験年数等の実態

第 1 表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数

区 分	職員数	平 均 給 与 月 額								平均 年齢	平均 経験 年数
		給料の 月額	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	その他	合 計	対前 年比	対前年増減 (△印は減)		
一般職員	人 10,154	円 343,345	円 6,594	円 44,341	円 8,103	円 5,791	円 408,174	% 102.8	円 11,205	歳 40.9	年 18.8
	(10,218)	(333,596)	(6,773)	(42,983)	(7,979)	(5,638)	(396,969)	(102.3)	(9,044)	(41.1)	(19.0)
うち 行政職員	8,644	340,832	6,219	44,022	8,117	5,311	404,501	102.3	9,081	40.9	19.0
	(8,950)	(332,792)	(6,648)	(42,894)	(7,991)	(5,095)	(395,420)	(102.3)	(9,041)	(41.1)	(19.1)
教育職員	21,271 (21,097)	377,393 (361,184)	7,849 (7,553)	48,769 (46,526)	7,872 (8,083)	10,811 (10,888)	452,694 (434,234)	104.3 (103.4)	18,460 (14,402)	38.5 (38.5)	15.7 (15.7)
警 察 官	15,308 (15,244)	358,326 (346,077)	13,674 (13,859)	46,650 (44,962)	5,666 (5,649)	1,337 (1,325)	425,653 (411,872)	103.3 (103.6)	13,781 (14,469)	38.9 (38.8)	18.5 (18.3)
合 計	46, 733 (46, 559)	363, 749 (350, 183)	9, 485 (9, 446)	47, 112 (45, 237)	7, 200 (7, 263)	6, 617 (6, 605)	434, 163 (418, 734)	103. 7 (103. 3)	15, 429 (13, 295)	39. 2 (39. 2)	17. 3 (17. 2)

注 1 区分欄に掲げる各区分を、適用給料表によって分類すると次のとおりであり、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は含まれていません。（以下第7表までについて同じです。）

(1) 一般職員…行政職給料表(1)、学校行政職給料表、行政職給料表(2)、海事職給料表(1)、海事職給料表(2)、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、学校栄養職給料表、福祉職給料表、職員給与条例第3条第1項第6号に掲げる教育職給料表、第1号任期付研究員給料表、第2号任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の適用職員

(2) 行政職員…一般職員のうち行政職給料表(1)及び学校行政職給料表の適用職員

(3) 教育職員…学校職員給与条例第3条第1項第1号に掲げる教育職給料表の適用職員

(4) 警 察 官…公安職給料表の適用職員

2 給料の月額には、教職調整額を含みます。

3 その他とは、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当等です。

4 () 内は、前年（令和7年4月1日現在）の調査結果の値です。

5 定年が段階的に引き上げられるに伴い、職員給与条例附則第7項及び学校職員給与条例附則第8項により給料月額が決定される職員を除いています。（以下第7表までについて同じです。）

第2表 給料表別の職員数等の状況

その1 給料表別職員数、学歴別・性別人員構成比、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数

区 分			職 員 数		学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比		平均 給料月額	平均 年 齡	平均 経験年数	
				構成比	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女				
一 般 職 員	行 政 職 員	行 政 職 給 料 表 (1)	人 7,800 (8,108)	% 16.7 (17.4)	% 73.2 (73.8)	% 6.8 (6.8)	% 19.5 (18.9)	% 0.4 (0.5)	% 57.1 (58.0)	% 42.9 (42.0)	円 342,410 (334,358)	歳 41.0 (41.1)	年 19.0 (19.1)	
		学 校 行 政 職 給 料 表	844 (842)	1.8 (1.8)	50.7 (50.2)	7.5 (7.5)	41.1 (41.4)	0.7 (0.8)	40.8 (41.3)	59.2 (58.7)	326,242 (317,708)	40.0 (40.5)	18.6 (19.1)	
		小 計	8,644 (8,950)	18.5 (19.2)	71.0 (71.6)	6.9 (6.9)	21.6 (21.1)	0.5 (0.5)	55.5 (56.4)	44.5 (43.6)	340,832 (332,792)	40.9 (41.1)	19.0 (19.1)	
	行 政 職 給 料 表 (2)		81 (90)	0.2 (0.2)	1.2 (1.1)	- (-)	98.8 (97.8)	- (1.1)	98.8 (98.9)	1.2 (1.1)	354,467 (350,308)	46.6 (47.6)	27.3 (28.3)	
	海 事 職 給 料 表 (1)		17 (17)	0.0 (0.0)	5.9 (11.8)	23.5 (23.5)	70.6 (64.7)	- (-)	100.0 (100.0)	- (-)	410,918 (394,700)	48.6 (48.3)	28.6 (28.0)	
	海 事 職 給 料 表 (2)		23 (24)	0.0 (0.1)	- (-)	- (-)	100.0 (100.0)	- (-)	95.7 (95.8)	4.3 (4.2)	328,026 (308,858)	41.7 (40.8)	20.3 (19.5)	
	研 究 職 給 料 表		233 (237)	0.5 (0.5)	98.7 (97.9)	0.9 (1.3)	0.4 (0.8)	- (-)	62.2 (63.7)	37.8 (36.3)	384,324 (376,463)	41.6 (42.5)	18.2 (19.1)	
	医 療 職 給 料 表 (1)		46 (40)	0.1 (0.1)	100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	54.3 (50.0)	45.7 (50.0)	477,561 (470,373)	42.9 (44.1)	17.4 (18.7)	
	医 療 職 給 料 表 (2)		77 (79)	0.2 (0.2)	80.5 (82.3)	19.5 (17.7)	- (-)	- (-)	29.9 (29.1)	70.1 (70.9)	349,579 (338,949)	42.2 (42.4)	18.8 (19.0)	
	医 療 職 給 料 表 (3)		28 (31)	0.1 (0.1)	7.1 (6.5)	92.9 (93.5)	- (-)	- (-)	7.1 (6.5)	92.9 (93.5)	365,032 (357,729)	50.0 (50.5)	24.2 (25.1)	
	学 校 栄 養 職 給 料 表		48 (60)	0.1 (0.1)	45.8 (53.3)	54.2 (46.7)	- (-)	- (-)	2.1 (3.3)	97.9 (96.7)	280,054 (259,998)	34.4 (33.8)	10.9 (10.1)	
	福 祉 職 給 料 表		652 (683)	1.4 (1.5)	91.6 (91.1)	5.1 (5.6)	3.2 (3.2)	0.2 (0.1)	47.9 (51.2)	52.1 (48.8)	330,099 (320,290)	39.2 (39.5)	16.3 (16.6)	
	教 育 職 給 料 表		299 (-)	0.6 (-)	99.0 (-)	1.0 (-)	- (-)	- (-)	72.2 (-)	27.8 (-)	387,776 (-)	40.8 (-)	18.1 (-)	
	特 定 任 期 付 職 員 給 料 表		6 (7)	0.0 (0.0)	66.7 (71.4)	16.7 (14.3)	16.7 (14.3)	- (-)	83.3 (85.7)	16.7 (14.3)	610,833 (612,429)	63.0 (61.6)	35.9 (35.1)	
	計		10,154 (10,218)	21.7 (21.9)	72.9 (72.5)	7.0 (7.2)	19.7 (19.9)	0.4 (0.5)	55.6 (56.1)	44.4 (43.9)	343,345 (333,596)	40.9 (41.1)	18.8 (19.0)	
	教 育 職 員	教 育 職 給 料 表		21,271 (21,097)	45.5 (45.3)	96.1 (95.7)	3.5 (3.7)	0.4 (0.6)	- (-)	50.4 (50.7)	49.6 (49.3)	360,748 (348,339)	38.5 (38.5)	15.7 (15.7)
	警 察 官	公 安 職 給 料 表		15,308 (15,244)	32.8 (32.7)	47.1 (46.6)	8.8 (8.5)	44.1 (44.9)	- (-)	88.7 (89.4)	11.3 (10.6)	358,326 (346,077)	38.9 (38.8)	18.5 (18.3)
合 計			46,733 (46,559)	100.0 (100.0)	75.0 (74.5)	6.0 (6.0)	18.9 (19.3)	0.1 (0.1)	64.1 (64.5)	35.9 (35.5)	356,173 (344,363)	39.2 (39.2)	17.3 (17.2)	

注 1 ()内は、前年の調査結果の値です。

2 区分の小計欄及び計欄の構成比は、給料表ごとの構成比の合計又は当該区分の職員の全職員に占める割合としました。

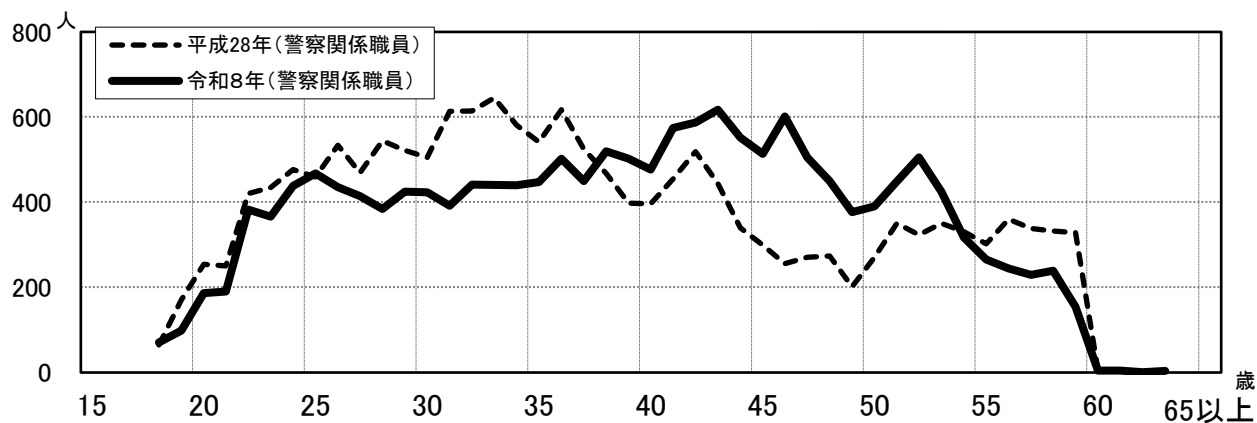
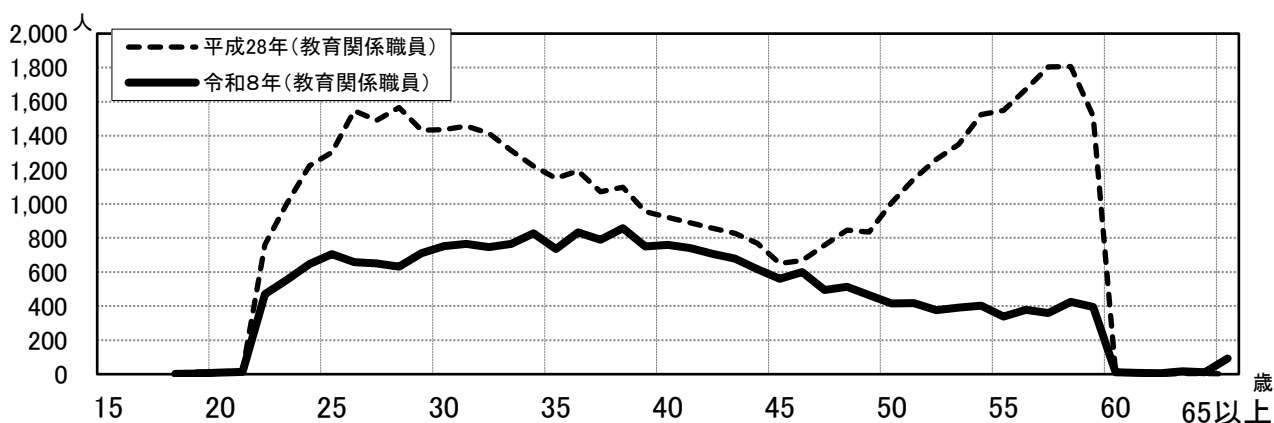
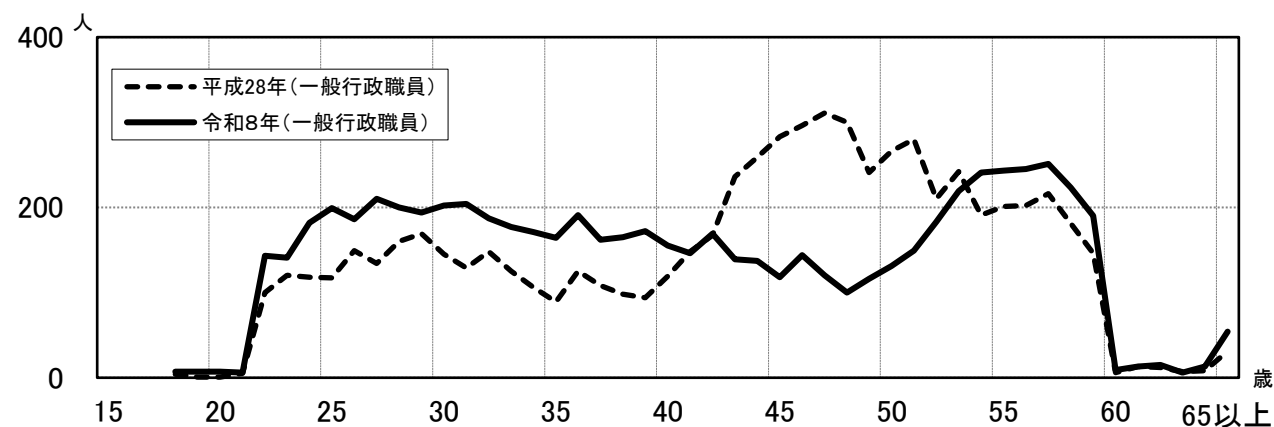
3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合及び内訳の合計が計と一致しない場合があります。(以下の表について同じです。)

4 教育職員の平均給料月額には、学校職員給与条例別表第1の備考2及び3の規定に基づく給料月額の加算を含みます。(第3表について同じです。)

5 教育職員の教職調整額を含む平均給料月額は、377,393円(361,184円)です。

その2 職員数の推移

区 分	令和8年4月 (A)	平成28年4月 (B)	増 減 (A) - (B)	(A) / (B)
一 般 行 政 職 員	人 6,806	人 6,817	人 △ 11	% 99.8
教 育 関 係 職 員	23,042	45,362	△ 22,320	50.8
うち教育職給料表	21,271	42,351	△ 21,080	50.2
うち学校行政職給料表	844	1,820	△ 976	46.4
警 察 関 係 職 員	16,885	16,830	55	100.3
うち公安職給料表	15,308	15,327	△ 19	99.9
合 計	46,733	69,009	△ 22,276	67.7



- 注 1 一般行政職員とは、知事部局、議会局、監査事務局、人事委員会事務局等に所属する事務職員、研究職員、医療職員等です。
 2 教育関係職員とは、教育局及び県立学校、市町村立学校等の教育機関に所属する教員、事務職員等です。
 3 教育関係職員の教育職給料表は、学校職員給与条例第3条第1項第1号に掲げる教育職給料表をいいます。
 4 警察関係職員とは、警察本部、警察署等に所属する警察官、事務職員等です。

第3表 給料表別、級別及び号給別の人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1				1		1				
2				1						
3				1					1	
4			1	2						3
5		2	2	2				60	32	
6			1	8		2	1	18	12	
7			3	9	2		1	4	6	
8	1		20	10			1			
9	16	1	27	12	2		2			
10		1	26	12	1		1			
11	2	2	17	19		1	3			
12	15	11	24	14	2		2			
13	2	13	18	8	1		11			
14	1	5	12	13	2		11			
15		8	13	15	4	1	56			
16	19	76	24	26	1	1	23			
17	7	48	29	16	10	2	23			
18	1	20	26	19	8	5	11			
19		19	26	21	9	3	56			
20	23	48	47	21	7	4	21			
21	4	36	42	19	11	3	15			
22	1	50	45	29	12	4	12			
23	1	22	36	24	16	4	21			
24	12	46	36	28	15	9	22			
25	8	56	29	34	15	10	16			
26	1	42	30	26	20	8	13			
27	2	29	27	25	14	9	12			
28	19	30	37	19	14	9	13			
29	152	25	19	18	15	16	14			
30	6	26	21	20	17	19	12			
31	4	25	30	22	20	13	10			
32	150	27	26	24	19	13	14			
33	17	26	27	30	24	12	12			
34	11	24	18	28	24	10	15			
35	9	7	11	22	23	10	12			
36	155	15	31	15	19	19	15			
37	43	14	13	19	18	11	9			
38	19	16	21	32	16	21	17			
39	11	14	14	18	18	25	13			
40	160	16	12	15	12	17	7			
41	48	16	5	15	14	55	13			
42	32	9	15	20	15	10	6			
43	19	5	13	30	14	58	7			
44	119	7	10	14	13	21	8			
45	47	7	15	20	14	17	96			
46	17	7	10	19	16	17				
47	12	1	11	15	14	32				
48	30	4	9	15	10	17				
49	15	3	10	18	15	12				
50	9	3	6	9	8	11				
51	12	3	9	13	10	29				
52	23	2	15	7	10	9				
53	19	3	7	13	6	6				
54	9	1	7	6	3	9				
55	13	2	3	11	10	11				
56	29	2	3	7	14	9				
57	17	7	5	5	9	10				
58	9	1	3	8	9	7				
59	10	2	6	5	5	2				
60	27	6	4	5	6	5				
61	10	5	6	5	9	11				
62	5	1	4	5	10	5				
63	4		9	4	5	6				
64	12	1	1	6	10	8				
65	7	3	8	3	6	8				
66	3		5	2	8	6				
67	4	2	2	3	27	6				
68	6		2	4	8	12				

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
69		1	1	1	8	7	10				
70		1		1	7	10	10				
71		2		1	4	6	9				
72		3			2	3	5				
73		1	2		6	7	85				
74		4			3	4					
75		3		1	3	6					
76		3		2	1	5					
77				2	1	9					
78		2			9	8					
79		1		2	2	12					
80		1		1	9	7					
81		4	1	1	6	8					
82		2	1	2	2	10					
83				1	4	20					
84		2		1	7	19					
85		1			370	342					
86		3	1								
87		3									
88		2		1							
89		2	1								
90		4		1							
91			1	1							
92		5									
93	134		1	1							
94				1							
95				1							
96				2							
97			1								
98											
99											
100											
101				2							
102				2							
103			2								
104				3							
105				2							
106											
107				3							
108			1	1							
109				23							
110											
111											
112											
113			1								
114											
115											
116											
117											
118			1								
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125			2								
人員計(人)		1,623	920	1,104	1,428	1,172	790	627	82	51	3
(構成比(%))		(20.8)	(11.8)	(14.2)	(18.3)	(15.0)	(10.1)	(8.0)	(1.1)	(0.7)	(0.0)
平均給料月額 (円)		247,906	272,865	309,935	368,456	395,517	418,828	454,141	491,754	546,022	584,800
平均年齢(歳)		28.9	32.1	37.3	45.1	48.0	50.8	53.6	55.9	56.3	57.7
標準的な職	主事、技師等	高度の知識経験 を必要とする 主事、技師等	主任主事、 主任技師等	主査等	副主幹、 副技幹等	グループ リーダー等	本庁の課長等	本庁の部長等	局長等	理事等	

注「標準的な職」は代表的なものを掲げています。(以下の給料表について同じです。)

学校行政職給料表（県立学校並びに市町村立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6	号給	級	1	2	3	4	5	6
1								73						1	10
2								74						1	
3								75				1		1	
4								76						3	
5								77						1	
6								78						3	
7				2				79				1		2	
8					1			80	1					3	
9	2			1				81						2	
10				2	1			82					1	3	
11			1					83					1	2	
12	5		2					84	1					4	
13	1		4	3	2			85	1				38	44	
14			2	1	3			86							
15			2		3			87	1						
16			8	1				88							
17	5		8	3	2			89							
18	2		3	3	3			90							
19	3		3	5	2			91							
20	2		4	8	4			92							
21	2		1	3	8			93	15						
22			5	2	2			94							
23	1		5	4	1			95							
24	9		3	5	1			96							
25			3	3	7			97							
26			4	3	4			98							
27	1		1	3	4			99							
28	8		2	5	5			100							
29	21		2	3	7			101							
30	1		3	2	5			102							
31	1		1	2	6			103							
32	23		2	3	1			104							
33	5		3	2	6			105							
34	1		4	3	9			106							
35	1		5	3	6			107							
36	15		4	2	4	1		108							
37	6		8		6			109							
38	2		3	1	3	1		110							
39	2		3	1	6		2	111							
40	10		5	6	2		2	112							
41	10		3	1	2	1	7	113							
42	5		4	1	2		1	114							
43	2		1	3	2	1	12	115							
44	7		2	3	6		8	116							
45	4		1		1	2	2	117							
46	2		1	1	4	3	5	118							
47	5		2	1	1	2	9	119							
48	5		3	1	5	1	7	120							
49	2				2		2	121							
50	1				1	2	2	122							
51			1	1	2		5	123							
52	3				2		7	124							
53	1			2	2	2	1	125							
54			1			1	3	人員計（人）	214	127	102	189	109	103	
55	2			1	1			（構成比（％））	(25.4)	(15.0)	(12.1)	(22.4)	(12.9)	(12.2)	
56	2						3	平均給料月額（円）	244,776	274,050	307,368	365,833	405,792	421,714	
57	1		1			1		平均年齢（歳）	28.6	35.0	35.4	43.1	52.1	55.6	
58								標準的な職	主事、 事務主事	高度の知識 経験を必要 とする主事、 事務主事	主任主事、 主任事務 主事	主査、 事務主査	副主任、 総括事務 主査	事務長、 事務主幹	
59	3			1	1		1								
60						1									
61							1								
62	3					4	2								
63	1					1	1								
64	2					2	4								
65						1									
66						1	1								
67	2					4	1								
68			1			1									
69	2		1				1								
70	1		1			2	2								
71															
72						4	1								

行政職給料表(2) (機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1					1	
2						
3						
4						
5				1	1	
6						
7					1	
8						
9			1			
10						
11						
12					2	
13			1		1	
14						
15			1	1		
16		1				
17					1	
18		1		1	1	
19						
20						
21					1	
22						
23				1		1
24						
25						
26					1	
27						1
28						
29						
30					1	1
31		1				2
32						
33						2
34						
35						
36		1				
37						1
38						
39		1				
40						1
41						
42						
43						
44						
45						
46						1
47						
48						
49						2
50						
51						1
52						
53						
54						1
55						
56						
57						
58						1
59						
60						
61						
62						
63						
64						1
65						
66						
67						1
68						
69						
70						
71						1
72						

号給	級	1	2	3	4	5
73						1
74						1
75						1
76						3
77						
78						
79						1
80						
81						
82						
83						
84						1
85						32
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
人員計(人)		5	3	4	11	58
(構成比(%))		(6.2)	(3.7)	(4.9)	(13.6)	(71.6)
平均給料月額 (円)		233,640	248,500	270,750	298,618	386,729
平均年齢(歳)		23.6	27.0	28.8	35.8	52.8
標準的な職	技能職員	相当の技能又は経験を必要とする技能職員	相当高度の技能又は経験を必要とする技能職員	高度の技能又は経験を必要とする技能職員	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員	

海事職給料表(1) (船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							1
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20				1			
21							
22			1				
23							
24				1			
25				1			
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34						1	
35						1	
36							
37			1				
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51					1		
52							
53							
54							
55							
56							
57				1			
58							
59							
60							
61							
62							
63				1			
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71					1		
72							

号給	級	1	2	3	4	5	6
73							
74				1			
75					1		
76							
77							
78							
79							
80							
81					3		
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
人員計(人)		-	2	6	6	2	1
(構成比(%))		(-)	(11.8)	(35.3)	(35.3)	(11.8)	(5.9)
平均給料月額 (円)		-	324,250	373,950	447,600	458,800	490,200
平均年齢(歳)		-	33.5	45.3	53.8	57.0	x
標準的な職	大型・中型船舶の航海士等	相当高度の知識経験を必要とする大型・中型船舶の航海士等	大型船舶の1等航海士等、中型船舶の船長等	大型船舶の船長等	相当高度の知識経験を必要とする大型船舶の船長等	高度の知識経験を必要とする大型船舶の船長等	

注「x」は、人員が1人の場合です。

海事職給料表(2) (船舶に乗り組む職員で、行政職給料表(2)又は海事職給料表(1)の適用を受けない職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20			1			
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27				1		
28						
29		1				
30						
31				1		
32						
33						
34		1				
35				2		
36						
37						
38						
39						
40						
41				1		
42				1		
43						
44						
45				2		
46						
47						
48						
49				1		
50						
51			2			
52						
53						
54			1			
55						
56						
57						
58						
59			1			
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						

号給	級	1	2	3	4	5
73	1					
74						
75						
76						
77						
78						
79					1	
80						
81					1	
82						
83						
84						
85						4
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
人員計(人)		3	5	9	2	4
(構成比(%))		(13.0)	(21.7)	(39.1)	(8.7)	(17.4)
平均給料月額 (円)		276,533	301,180	332,033	356,800	376,800
平均年齢(歳)		30.7	39.6	38.9	48.5	55.3
標準的な職	船舶の乗組員	相当高度の技能又は経験を必要とする船舶の乗組員等		大型船舶の各次長、小型船舶の船長等	大型船舶の各長、高度の技能又は経験を必要とする中型船舶の各長等	相当高度の技能又は経験を必要とする大型船舶の各長等

研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6
1				1			
2							
3							
4						1	
5						2	3
6						5	1
7				2		13	
8						9	
9				1		3	
10						7	
11				1			
12				2	3		
13							
14				1	1		
15				1			
16							
17				1			
18				1			
19				1	4		
20					1		
21				3	1		
22			1	1	3		
23			1	2	1		
24			1		1		
25			1	1			
26			1	1	1		
27			1				
28			1	1	1		
29			2	1	1		
30			3	1			
31			1	4			
32		5		3			
33		3	1	4			
34			2	1	1		
35			1	4	2		
36		2	1	2			
37		5	1	1	2		
38			1	3			
39		1	1		1		
40		4	1	2			
41		2		2	1		
42				1			
43			2		1		
44		3	1	2	2		
45		1		1			
46				1			
47			1		1		
48		3	5		1		
49		1	1		2		
50							
51							
52		3	2				
53		3	2		1		
54							
55					1		
56		1	1				
57			1		7		
58							
59				3			
60		1					
61		1					
62							
63		1					
64				1			
65							
66							
67		1					
68							
69		1					
70		1					
71							
72				1			

号給	級	1	2	3	4	5	6
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79		1					
80							
81				5			
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88		1					
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
人員計(人)		45	38	65	41	40	4
(構成比(%))		(19.3)	(16.3)	(27.9)	(17.6)	(17.2)	(1.7)
平均給料月額 (円)		267,464	316,129	380,688	435,293	517,905	547,725
平均年齢(歳)		27.3	33.0	41.8	50.2	55.3	56.3
標準的な職	研究員	高度の知識 経験が必要 とする研究 員	主任研究員	試験研究 機関の 課長等	規模の大き い試験研 究機関の長 等	特に規模の 大きい試験 研究機関の 長	

医療職給料表(1) (保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

号給	級	1	2	3	4
1			6		
2					
3					
4					
5			1	1	1
6					
7					
8			2		3
9					
10					
11					
12					
13			1		
14					
15					
16			1		
17					
18					
19			1		
20					
21		5			
22					
23					
24		1	1		
25					
26					
27					
28		1			
29		1		1	
30					
31					
32		1			
33					
34					
35					
36					
37					
38				1	
39					
40					
41					
42					
43				1	
44					
45					
46					
47			1		
48					
49					
50					
51					
52					
53			1		
54					
55					
56					
57					
58					
59				1	
60			1		
61				2	
62					
63					
64			1	1	
65					
66			1	1	
67					
68					
69				1	
70					
71					
72					

号給	級	1	2	3	4
73				4	
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80			1		
81					
82					
83					
84					
85					
人員計(人)		9	19	14	4
(構成比(%))		(19.6)	(41.3)	(30.4)	(8.7)
平均給料月額 (円)		376,889	449,400	547,129	594,350
平均年齢(歳)		28.1	36.9	55.9	59.8
標準的な職	医師、 歯科医師	相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師、 歯科医師	保健福祉事務所の長等	職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い保健福祉事務所の長	

(保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所、家畜保健衛生所に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、病理細菌技術者、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、その他の医療技術者である職員に適用)

医療職給料表(2)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1					1		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8			1				
9							
10							1
11							
12				1			
13			1	1			1
14							
15				1			1
16				1			
17			1	2			
18					1		
19							
20			3				
21				1			
22				2			1
23							
24							1
25							
26					1		
27			1	1	1		
28			1	1			
29			2				
30							
31			1	1		1	
32			1	1			
33						1	
34							
35				1			
36							
37			1	1		1	
38							
39					1		
40							
41			1		1		
42			1	1		1	
43						2	
44				1	2		
45							
46			1				
47					1		
48							
49							
50			1			1	
51							
52							
53			1				
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62					1		
63			1				
64							
65			1				
66							
67					2		
68							
69							
70			1		1		
71					1		
72							

号給	級	1	2	3	4	5	6
73					1		
74							
75							
76							
77					10		
78			1				
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107			1				
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
人員計(人)		-	23	17	25	7	5
(構成比(%))		(-)	(29.9)	(22.1)	(32.5)	(9.1)	(6.5)
平均給料月額 (円)		-	285,391	316,176	391,792	419,071	450,060
平均年齢(歳)		-	31.3	36.6	49.5	54.7	57.8
標準的な職	栄養士、 診療放射線 技師等	薬剤師、 獣医師等	相当困難な 業務を行う 薬剤師、 獣医師等	高度の知識 経験に基づ き困難な業 務を行う 薬剤師、 獣医師等	高度の知識 経験に基づ き特に困難 な業務を行 う薬剤師、 獣医師等	家畜保健衛 生所の長等	

医療職給料表(3) (社会福祉施設、診療所等の医療施設に勤務する助産師、看護師及び准看護師である職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1								73							
2								74							
3								75							
4								76							
5								77							
6								78							
7								79							
8								80							
9								81				1			
10								82							
11								83							
12								84							
13			1		1			85							
14								86							
15								87							
16								88							
17								89							
18						1		90							
19								91							
20								92				1			
21								93							
22								94							
23								95							
24								96							
25								97							
26								98							
27								99							
28								100							
29								101							
30					1			102							
31								103							
32								104							
33					1	1		105							
34								106							
35					1			107							
36								108							
37			1	1				109							
38			1					110							
39								111							
40			1					112							
41								113							
42			1			1		114							
43								115							
44								116							
45			1					117							
46								118							
47								119							
48				1				120							
49					2			121							
50				1				122							
51					1			123							
52					1			124							
53					1			125							
54								126							
55								127							
56				1				128							
57								129							
58								130							
59					1			131							
60				1				132							
61								133							
62								134							
63								135							
64								136							
65								137							
66					1			138							
67								139							
68								140							
69								141							
70								142							
71								143							
72				1				144							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
人員計(人)	-	-	6	8	11	3	-
(構成比(%))	(-)	(-)	(21.4)	(28.6)	(39.3)	(10.7)	(-)
平均給料月額 (円)	-	-	313,450	359,288	381,100	424,600	-
平均年齢(歳)	-	-	45.8	51.3	51.5	50.0	-
標準的な職	准看護師	助産師、 看護師	高度の知識経験を 必要とする 助産師、 看護師	主任看護師	看護係長 等	看護科長 等	看護業務 を行う出先 機関の部長

学校栄養職給料表 (県立学校並びに市町村(市町村の組合を含む。)立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用)

号給	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6			2		
7				2	
8				1	
9					1
10			5		
11					1
12					
13					1
14			2		
15					
16				1	
17					
18	1	1			1
19				1	
20					
21			1		
22			1		
23			1	1	
24			1		
25			1		
26					
27			2	1	
28			1	1	
29			1		
30					
31					
32					
33				1	
34			1		
35					
36			2		
37					
38					
39					
40					
41					
42	1				
43					
44					
45					
46			1		
47					
48					
49					
50					
51					
52			1		
53					
54					
55					
56					
57	1				
58	1				
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66	1				
67					
68					
69					
70					
71					
72					

号給	級	1	2	3	4
73		1			
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85		5			
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
人 員 計 (人)	11	24	9	4	
(構 成 比 (%))	(22.9)	(50.0)	(18.8)	(8.3)	
平均給料月額 (円)	260,445	267,513	309,222	343,600	
平均年齢(歳)	47.1	27.9	34.6	38.3	
標 準 的 な 職	技師、 学校栄養技師	困難な業務を 行う技師、 学校栄養技師	主任技師、 学校栄養主任 技師	主査、 学校栄養主査	

福祉職給料表（社会福祉施設、保健福祉事務所等に勤務する生活指導員、社会福祉主事、保育士等に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6	号給	級	1	2	3	4	5	6
1								73				1	2		
2								74					2		
3								75		1					
4				1				76			1	1	4		
5								77			1				
6				1				78					2		
7				4				79					2		
8			19	4				80					4		
9			3	6	1			81					3		
10			2	3	2			82					3		
11			1	3	1			83				1	7		
12			8	2				84			1		3		
13			3	1	1			85					60		
14			1	2	2			86		1					
15			2	3			3	87				1			
16			5	4	1			88				1			
17			4	1	1		2	89			1				
18			2	1			1	90							
19			3	3	1			91							
20			7	2			1	92							
21			3				1	93							
22			3	2	1			94							
23			2	2			1	95							
24			8	5	3		1	96							
25	43	1	1	3	2			97							
26	1	6	3	1	1			98							
27		5	1	1	4			99							
28	21	2	6	4	3			100							
29		6	1	3	1			101							
30		3	2	1	4			102							
31	1		1	1	1			103		1	1				
32	20	4	5	1	1			104							
33	5	3	4	1	2			105							
34		1		2	6			106							
35		3	1	6	3		1	107							
36	4			3				108							
37	1	3		2	5			109							
38		1		5	6	3	1	110							
39	1	2		6	1	2		111							
40	5		2	1	1	3		112							
41	6	2	1	1	1	1		113							
42			2	1	1	7		114							
43	1	3		1	1	1		115							
44	2	3	3	1	1	1		116							
45		1	5	3	1			117							
46	2	2	1	2	4			118							
47	3	2	1	2	1			119							
48	3	1	1	1	1			120							
49	1	1		1	1			121							
50		3	1		2			122		1					
51		2		2	1			123							
52	4	1	1	1	1			124							
53	1	1	1	3	1			125		1					
54	2	1	2	2	1			126		1					
55		1		1				127							
56	1	1		1				128							
57	1	1		3				129		1					
58	1	1	1		1			130							
59	2		1	2	2			131							
60	2		2	2	2	1		132							
61			1	2	1			133							
62		1		1	1	2		134							
63		1	1	1	1	2		135							
64				2	2	1		136							
65	1	1	1		1			137							
66			2	1	3			138							
67		2		1	3			139							
68	2			1	1			140							
69				1	1			141							
70	1			1	2			142							
71					3			143							
72					1			144							

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	6
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153	1					
人員計(人)	146	153	111	194	36	12
(構成比(%))	(22.4)	(23.5)	(17.0)	(29.8)	(5.5)	(1.8)
平均給料月額 (円)	254,639	294,011	327,455	392,669	420,528	449,942
平均年齢(歳)	27.0	32.1	40.4	49.6	53.9	55.5
標準的な職	生活指導員	相当困難な業務を行う生活指導員	困難な業務を行う生活指導員	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う生活指導員	社会福祉施設の課長	社会福祉施設の部長等

号給	人員計(人)
1	
2	
3	2
4	1
5	2
6	1
7	

注 平均給料月額及び平均年齢の調査結果は、第2表その1(2頁)にあります。

教育職給料表
 (学校職員給与条例第3条第1項第1号に掲げる教育職給料表の適用を受ける者から引き続き新たに職員給与条例の適用を受ける職員となる異動をした者であって、当該異動前に従事していた職務の知識経験を要する業務に従事する職員に適用)

号給 \ 級	1	2	3	4	5	号給 \ 級	1	2	3	4	5
1						73			1	3	
2						74			3	6	
3						75			5	3	
4						76			8	5	
5						77			2	5	
6						78			1	3	
7						79			2	1	
8						80			3	5	
9						81			2	3	
10						82			1	8	
11						83			2	5	
12						84			8	5	
13						85			5	6	
14						86			3	3	
15						87			3	3	
16						88			6	4	
17						89			6		
18						90			1	1	
19						91			3	4	
20						92			7	2	
21						93			6	1	
22						94			1		
23						95			6	1	
24						96			4	2	
25						97			3	1	
26						98			4	1	
27						99			4		
28						100			1	2	
29						101			4		
30						102			3	1	
31						103			1		
32						104			1	1	
33			1			105			3		
34						106					
35						107			1	1	
36			1			108			1		
37						109					
38						110			2		
39						111			1		
40						112					
41			1			113			1		
42						114					
43						115			1		
44						116					
45			1			117					
46			1			118			1		
47						119					
48			1	1		120			1		
49			2			121					
50				1		122					
51						123					
52			1			124					
53			2	1		125					
54			1	2		126					
55				1		127					
56			2	1		128					
57			3	1		129					
58			2	1		130					
59			2	2		131					
60			3	1		132					
61			1			133			1		
62			1			134					
63			1	2		135					
64			1	1		136					
65			2	4		137					
66			1			138					
67			2	2		139					
68			2	3		140					
69			2	5		141					
70				5		142					
71			3	4		143					
72			5	6		144					

号給	級	1	2	3	4	5
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165		1				
人員計(人)	-	169	130	-	-	-
(構成比(%))	(-)	(56.5)	(43.5)	(-)	(-)	(-)
平均給料月額 (円)	-	369,395	411,670	-	-	-
平均年齢(歳)	-	38.1	44.3	-	-	-
標準的な職	実習助手等 としての知識 経験を要す る職員	教諭等として の知識経験を 要する職員	総括教諭とし ての知識経 験を要する 職員	副校長、教 頭としての知 識経験を要 する職員	総括校長、 校長としての 知識経験を 要する職員	

教育職給料表

(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1						1
2						
3						
4						2
5						3
6						15
7			2			65
8						15
9			2			32
10			3			51
11			4			42
12	1					31
13						22
14			4			20
15			2			18
16			2			21
17			428			18
18			7			26
19			35			19
20	1		394			16
21			84			103
22	1		39			
23	1		24			
24			451			
25	1		59			
26	1		57			
27			38			
28	1		440			
29	1		154			
30			63			
31			36			
32			419			
33			225			
34			74			
35			51			
36			279			
37			206			
38	1		78	1		
39			61	1		
40	1		195	1		
41	1		273	5		
42			90	3		
43			99	5		
44	1		189	7		
45	1		259	4		
46	1		153	8	3	
47			111	13	2	
48	3		167	9	2	
49	1		260	11	4	
50	2		166	12	2	
51	1		113	13	3	
52	2		160	24	4	
53	1		254	18	4	
54			179	15	7	
55	1		150	24	6	
56	2		163	24	7	
57			213	22	9	
58	3		209	24	18	
59	2		151	27	14	
60			155	28	12	
61	1		211	32	14	
62	2		199	36	14	
63	1		158	39	22	
64			157	31	21	
65	2		214	53	22	
66			191	42	18	
67	1		170	56	17	
68			187	44	18	
69			188	48	29	
70			165	40	59	
71	2		166	47	39	
72			175	49	17	

号給	級	1	2	3	4	5
73		2	212	56	39	
74		2	220	48	23	
75		2	180	60	22	
76		1	172	50	38	
77		1	193	54	22	
78		2	169	43	25	
79			179	58	23	
80		2	163	62	17	
81		2	177	64	183	
82		2	180	53		
83		4	186	54		
84		2	177	58		
85		3	160	41		
86		2	164	30		
87		1	188	53		
88		2	161	45		
89		3	173	44		
90		3	142	36		
91		1	178	46		
92		2	140	51		
93			155	54		
94			144	50		
95			132	32		
96		3	147	38		
97		3	124	46		
98		2	116	27		
99		1	134	36		
100		2	100	27		
101		1	97	40		
102		1	116	29		
103			99	35		
104		2	94	21		
105			95	36		
106			108	22		
107		2	67	29		
108		2	88	27		
109		1	89	19		
110			99	20		
111		1	84	28		
112			72	23		
113		1	89	28		
114			58	20		
115			66	22		
116		2	65	22		
117			68	28		
118			51	19		
119			56	19		
120			43	23		
121			54	171		
122			50			
123			52			
124			50			
125		1	49			
126			35			
127		1	42			
128			27			
129			45			
130			35			
131			29			
132			36			
133			31			
134			29			
135		1	21			
136			27			
137			22			
138			17			
139			23			
140			20			
141			20			
142			22			
143			15			
144			30			

給 号	級	1	2	3	4	5
145			26			
146		1	16			
147			22			
148			20			
149			19			
150			19			
151			17			
152			21			
153		2	19			
154			27			
155			23			
156			22			
157			23			
158			16			
159			20			
160			17			
161			15			
162			18			
163			17			
164			10			
165			100			
人 員 計 (人)		110	17,049	2,813	779	520
(構 成 比 (%))		(0.5)	(80.2)	(13.2)	(3.7)	(2.4)
平均給料月額 (円)		304,160	344,883	415,220	448,723	466,402
平均年齢(歳)		41.4	36.0	47.2	50.9	56.1
標 準 的 な 職		実習助手等	教諭等	総括教諭	副校長、 教頭	総括校長、 校長

公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								1	73	1	58	45	15	11	22		
2									74	1	54	40	17	9	12		
3									75	5	43	40	6	2	28		
4								1	76	1	53	38	16	1	16		
5									77		43	35	22	1	23		
6									78		42	61	16	5	16		
7									79	4	54	42	20	6	20		
8								1	80		46	45	22	3	17		
9	62			3			1		81		48	41	17	7	13		
10	13								82		45	38	14	4	12		
11	9								83		35	42	24	2	20		
12	58								84		34	51	13	2	20		
13	16								85	1	33	51	19	3	17		
14	16								86	1	38	55	18	2	16		
15	8								87	1	40	56	18	3	10		
16	69								88		37	44	24	6	12		
17	84								89	1	38	45	22	4	18		
18	24								90		34	51	18		9		
19	14								91		37	53	33	1	15		
20	131		4						92		33	51	22	3	16		
21	11		1						93	1	29	58	25	1	8		
22	35		4						94		27	60	24		8		
23	11		1						95		27	63	25	2	11		
24	86		11						96		38	55	28	6	9		
25	214		2						97		24	70	43	5	8		
26	53	2	3	1					98	1	25	58	35	4	8		
27	28	1	2						99		15	71	28	2	4		
28	246	13	14	1				1	100		28	57	39	6	6		
29	51	11	10						101		14	61	41	3	62		
30	51	5	5	1					102		18	61	44	4			
31	41	8	5						103		20	69	34	2			
32	233	25	14						104		20	70	40	7			
33	75	20	17		1			1	105		25	46	40	8			
34	56	19	12					7	106		20	53	41	7			
35	39	11	13					4	107		16	60	43	2			
36	204	30	17					9	108		10	54	44	3			
37	78	24	22	1				1	109		8	54	47	6			
38	54	29	23	2	3			12	110		11	52	39	7			
39	30	23	10					11	111		11	61	39	7			
40	146	40	20					10	112		7	55	50	6			
41	65	33	36	1				6	113		3	42	52	156			
42	32	25	23					1	114		13	48	58				
43	30	29	24	1	1	1		7	115	1	12	39	30				
44	104	70	19	1	1	1		18	116		11	34	37				
45	47	51	44	1	2	3	1	9	117		11	38	35				
46	39	40	32	2	1	3	5	6	118		2	26	41				
47	17	38	20	6	1	1	3	3	119		6	37	34				
48	64	68	23	3	2	2	11	10	120		3	33	37				
49	32	48	30	3	4	2	22	169	121		3	34	39				
50	24	65	35	1	3	3	5		122	1	3	19	44				
51	20	48	22	4	1	2	18		123		6	22	29				
52	24	53	28		4	1	9		124			31	32				
53	16	43	43	3	2	2	16		125	1		17	32				
54	9	52	31	7	4	1	9		126		2	21	19				
55	11	43	41	2	3	1	13		127		2	22	37				
56	11	70	29	8	8	4	3		128		2	29	31				
57	10	69	38	6	2	9	8		129		1	14	34				
58	1	53	30	11		3	17		130		1	11	19				
59	5	35	21	8	5	3	15		131		2	12	34				
60	5	72	29	6	3	8	4		132		4	23	41				
61	5	64	38	10	4	12	6		133			14	25				
62	5	55	33	6	2	5	5		134		4	12	27				
63	7	44	32	5	3	4	1		135			10	27				
64	4	63	34	12	2	7			136		1	18	23				
65	3	53	42	8	3	7	4		137		1	12	27				
66	3	57	33	16	10	12			138		1	16	25				
67	3	58	34	8	1	16			139		3	13	30				
68	5	55	48	13	5	10			140			12	25				
69	5	64	36	15	4	17			141		1	17	23				
70		53	39	6	4	16			142		2	10	20				
71	2	35	33	15	4	15			143		2	16	24				
72	1	67	48	17	9	15			144		1	18	35				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
145		3	18	28				
146			15	31				
147		4	12	21				
148		1	21	35				
149		4	18	35				
150		3	20	28				
151		2	22	27				
152		2	17	31				
153		28	211	37				
154				37				
155				29				
156				39				
157				396				
人員計(人)	2,876	3,322	4,444	3,139	421	642	176	288
(構成比(%))	(18.8)	(21.7)	(29.0)	(20.5)	(2.8)	(4.2)	(1.1)	(1.9)
平均給料月額 (円)	282,864	325,199	366,227	404,151	430,726	450,312	469,692	493,661
平均年齢(歳)	24.5	35.7	41.3	46.6	50.4	49.6	50.7	53.8
標準的な職	巡査	巡査長	巡査部長	係長、 警部補	警部、 専門官	警察本部 の課長補 佐等	警視、 調査官	警察本部 の課長、 警察署の 署長等

第4表

扶養手当の支給状況

その1 扶養親族数別の受給者数及び扶養手当の対象となる扶養親族数

扶養親族数	受給者数		扶養手当の対象となる扶養親族数			
		構成比	配偶者	子	父母等	合計
1人	人 5,726	% 30.4	人 1,363	人 4,213	人 150	人 5,726
2人	7,279	38.7	2,073	12,416	69	14,558
3人	4,516	24.0	3,026	10,490	32	13,548
4人	1,126	6.0	990	3,496	18	4,504
5人	143	0.8	124	584	7	715
6人以上	19	0.1	16	101	-	117
合計	18,809	100.0	7,592	31,300	276	39,168
昨年の状況	18,910	100.0	8,241	31,098	294	39,633

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいいます。

その2 職員区分別の平均扶養親族数及び平均扶養手当月額

区分	受給者数	平均扶養親族数		平均手当月額	非受給者	合計	平均扶養親族数		平均手当月額
		受給割合	平均扶養親族数				平均扶養親族数	平均手当月額	
一般職員	人 3,183	% 31.3	人 1.8	円 21,035	人 6,971	人 10,154	人 0.6	円 6,594	
うち行政職員	2,618	30.3	1.8	20,535	6,026	8,644	0.5	6,219	
教育職員	7,138	33.6	2.0	23,391	14,133	21,271	0.7	7,849	
警察官	8,488	55.4	2.2	24,661	6,820	15,308	1.2	13,674	
合計	18,809	40.2	2.1	23,566	27,924	46,733	0.8	9,485	
昨年の状況	18,910	40.6	2.1	23,258	27,649	46,559	0.9	9,446	

第5表

管理職手当の支給状況

区 分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	受 給 者 計	手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額
支 給 対 象 と な る 職 (代 表 的 な も の)	本庁の理事・ 局長 特定の大規模 出先機関の長	本庁の室長・ 部長 大規模出先機 関の長・総括 校長	本庁の課長・ 担当課長 出先機関の 長・校長	出先機関の副 所長	副校長・教頭	船長		
受 給 者	人 28	人 161	人 905	人 126	人 779	人 3	人 2,002	円 85,775

第6表

住居手当の支給状況

区 分		一 般 職 員		う ち 行 政 職 員		教 育 職 員		警 察 官		合 計	
		人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額
		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
受 給 者	手 当 月 額 11,000 円 者 未 満 の 受 給 者	2		2		3		2		7	
	手 当 月 額 11,000 円 未 満 以 上 の 受 給 者	425		358		1,097		534		2,056	
	手 当 月 額 28,500 円 者 の 受 給 者	2,524		2,157		4,926		2,572		10,022	
	計	2,951		2,517		6,026		3,108		12,085	
非 受 給 者		7,203	-	6,127	-	15,245	-	12,200	-	34,648	-
合 計		10,154	8,103	8,644	8,117	21,271	7,872	15,308	5,666	46,733	7,200
昨 年 の 状 況		10,218	7,979	8,950	7,991	21,097	8,083	15,244	5,649	46,559	7,263

《参考》

上記表のうち配偶者の居住する借家・借間	人 員	平 均 手 当 月 額
	人 10	円 13,550

注 配偶者の居住する借家・借間に係る住居手当の額は、単身赴任手当を受給している職員が当該住宅に居住するものとした場合に支給される住居手当額の半額です。

第7表

通 勤 手 当 の 支 給 状 況

区 分		一 般 職 員				教 育 職 員		警 察 官		合 計	
		人 員	平均手当 月 額	うち行政職員		人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額
				人 員	平均手当 月 額						
受 給 者	交通機関等利用者	8,252	18,064	7,295	17,800	7,489	14,952	12,724	16,257	28,465	16,438
	交 通 用 具 使 用 者	1,086	11,247	653	9,027	11,766	5,398	896	7,861	13,748	6,020
	交 通 機 関 等 と 交 通 用 具 併 用 者	229	19,963	181	20,085	252	16,344	470	17,416	951	17,745
	計	9,567	17,335	8,129	17,146	19,507	9,207	14,090	15,762	43,164	13,148
非 受 給 者		587	-	515	-	1,764	-	1,218	-	3,569	-
合 計		10,154	16,333	8,644	16,125	21,271	8,444	15,308	14,508	46,733	12,144
昨 年 の 状 況		10,218	15,539	8,950	15,327	21,097	8,271	15,244	13,247	46,559	11,495

注 交通機関等に係る手当月額（受給者平均）には、新幹線鉄道等に係る特例の手当月額を含みます。

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和8年)の概要

- 1 調査の内容等
- (1) 調査の内容

ア 民間企業における給与改定の状況等

イ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

ウ 本年4月分の初任給の状況

エ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- (2) 調査期間
- 4月22日(水)～6月16日(火)
- 2 調査機関
- 神奈川県人事委員会、人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等
- 3 調査範囲等
- (1) 調査範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所) 全産業の企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 2,964事業所

イ 調査対象職種 76職種(うち初任給関係18職種)
- (2) 調査対象の抽出
- ア 標本事業所の抽出 (1)に記載した事業所を組織(本・支店)、規模、産業によって46層(うち横浜市15層、川崎市10層、相模原市7層、その他県内地域14層)に層化し、その中から無作為に抽出した621事業所(うち横浜市274事業所、川崎市 95事業所、相模原市64事業所、その他県内地域188事業所)の調査を行いました。
調査が完了した事業所は、第8表のとおりです。

イ 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外しました。
- (3) 調査実人員
- 36,301人(うち初任給関係職種2,909人)です。
- (4) 集計
- 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元しました。

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模		規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
産 業	業 計	事業所 499	事業所 118	事業所 100	事業所 87	事業所 194
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		20	3	4	3	10
製造業		192	32	37	40	83
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		108	29	26	12	41
卸売業、小売業		35	13	5	7	10
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業		15	5	3	2	5
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		129	36	25	23	45

- 注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が13所、調査不能の事業所が109所ありました。
- 2 調査対象事業所621所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所13所を除いた608所に占める調査完了事業所499所の割合(調査完了率)は、82.1%です。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)です。

第9表

給 与 改 定 の 状 況

その1 ベース改定の状況

役職 段階	項 目 企業規模	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
		%	%	%	%
係 員	規 模 計	72.7	1.5	0.3	25.5
	500人以上	76.6	2.3	－	21.1
	100人以上 500人未満	66.8	0.3	0.7	32.2
課長級	規 模 計	59.9	2.1	0.3	37.8
	500人以上	60.4	2.3	－	37.4
	100人以上 500人未満	59.2	1.7	0.7	38.4

注 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計しました。

その2 定期昇給の実施状況

役職 段階		項 目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
				定期昇給額・率は昨年に比べて				
				増加	減少	変化なし		
係 員	規 模 計	%	%	%	%	%	%	%
	500人以上	93.7	93.7	36.5	6.9	50.3	－	6.3
	100人以上 500人未満	94.0	94.0	32.1	7.1	54.7	－	6.0
課長級	規 模 計	93.2	93.2	44.1	6.5	42.5	－	6.8
	500人以上	78.4	77.8	27.9	4.5	45.3	0.7	21.6
	100人以上 500人未満	74.4	74.4	21.9	4.1	48.4	－	25.6
		85.7	83.8	38.7	5.3	39.8	1.9	14.3

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

第10表

企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支給 する 給与(A)	うち時間外 手 当(B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	50	53.8	796,210	2,381	793,829	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	35	53.3	887,244	515	886,729	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	1,196	53.2	769,949	2,349	767,600	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	892	52.4	797,901	3,852	794,049	同 上
	事 務 部 次 長	484	51.2	730,683	3,126	727,557	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	299	52.3	736,723	7,318	729,405	同 上
	事 務 課 長	2,357	49.0	661,945	21,613	640,332	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	2,166	49.0	659,460	10,438	649,022	同 上
	事 務 課 長 代理	780	48.6	622,391	34,772	587,619	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代理	622	47.6	638,624	47,497	591,127	同 上
	事 務 係 長	1,604	45.6	538,175	58,363	479,812	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,681	46.1	559,227	84,255	474,972	同 上
	事 務 主 任	1,784	43.1	500,711	57,988	442,723	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	技 術 主 任	1,994	41.8	543,667	76,768	466,899	同 上
	事 務 係 員	7,061	38.5	405,484	40,479	365,005	
	技 術 係 員	7,134	37.3	439,868	60,656	379,212	

注 1 人事院及び都道府県市特別区人事委員会の共同調査のため、本県では調査事業所や調査実人員が少なくなる場合があり、その際、特定の事業所のデータが平均支給額に影響することがあります(第10表の各表において同じです。)

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

3 「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

4 「中間職(係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです。)

5 調査実人員が1人の場合、「x」としています(第10表の各表において同じです。)

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	44	54.0	816,871	2,602	814,269	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	29	53.7	910,592	622	909,970	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	877	53.2	790,515	1,550	788,965	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	726	52.6	822,420	2,286	820,134	同 上
	事 務 部 次 長	337	51.4	768,127	1,343	766,784	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	244	52.3	761,185	3,952	757,233	同 上
	事 務 課 長	1,788	48.8	685,855	19,893	665,962	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	1,749	49.1	676,084	9,705	666,379	同 上
	事 務 課 長 代理	650	49.1	644,578	36,473	608,105	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代理	554	47.6	654,196	46,566	607,630	同 上
	事 務 係 長	1,194	45.8	556,895	61,209	495,686	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,294	46.6	574,097	88,136	485,961	同 上
	事 務 主 任	1,267	43.3	528,434	60,958	467,476	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
技 術 主 任	1,477	41.6	564,340	79,682	484,658	同 上	
事 務 係 員	5,132	38.7	414,260	41,374	372,886		
技 術 係 員	5,350	37.5	448,806	63,031	385,775		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	6	52.7	573,172	0	573,172	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	6	51.4	775,085	0	775,085	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	319	53.1	709,880	4,682	705,198	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	166	51.6	680,400	11,353	669,047	同 上
	事 務 部 次 長	147	50.8	633,662	7,746	625,916	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	技 術 部 次 長	55	52.0	618,211	23,623	594,588	同 上
	事 務 課 長	569	49.5	560,484	28,912	531,572	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	417	48.4	557,255	14,944	542,311	同 上
	事 務 課 長 代理	130	45.3	469,238	23,030	446,208	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
	技 術 課 長 代理	68	47.1	493,827	56,160	437,667	同 上
	事 務 係 長	410	44.9	454,963	45,715	409,248	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	387	43.7	483,586	64,511	419,075	同 上
	事 務 主 任	517	42.3	400,305	47,228	353,077	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
技 術 主 任	517	42.8	433,164	61,190	371,974	同 上	
事 務 係 員	1,929	37.8	367,226	36,581	330,645		
技 術 係 員	1,784	36.2	388,439	46,991	341,448		

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支給 する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
海 事 関 係 職 種	船 長・機 関 長	-	-	-	-	-	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
	甲板員・機関員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長・ 副学長・学部長	22	58.5	924,049	0	924,049	
	大 学 教 授	87	58.9	786,443	0	786,443	
	大 学 准 教 授	82	51.2	670,359	0	670,359	
	大 学 講 師	32	50.2	582,576	0	582,576	
	大 学 助 教	58	34.1	609,905	96,117	513,788	
	高等学校校長	4	54.6	756,621	11,546	745,075	
	高等学校教頭	15	51.4	674,040	11,242	662,798	
	高等学校教諭	157	43.2	550,369	30,001	520,368	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	9	54.9	818,271	50	818,221	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	164	49.6	826,491	40,978	785,513	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	87	47.1	685,003	6,675	678,328	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	238	41.3	557,026	18,798	538,228	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	358	34.1	443,669	38,119	405,550	
	研 究 補 助 員	69	31.7	386,902	43,480	343,422	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	5	62.1	1,567,765	56,690	1,511,075	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	14	58.9	1,761,224	122,274	1,638,950	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	37	50.2	1,592,556	30,077	1,562,479	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	98	35.6	1,107,078	108,759	998,319	
	歯 科 医 師	9	46.6	669,279	32,402	636,877	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)-(B)	
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	人	歳	円	円	円	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	10	51.3	603,780	19,805	583,975	
	診療放射線技師	164	35.1	409,446	43,580	365,866	
	臨床検査技師	170	39.1	476,109	40,336	435,773	
	臨 床 検 査 技 師	174	42.0	475,704	34,875	440,829	
	栄 養 士	109	34.7	365,186	24,324	340,862	
	理 学 療 法 士	177	30.4	348,653	21,972	326,681	
	作 業 療 法 士	120	30.7	343,438	21,358	322,080	
	総 看 護 師 長	38	52.6	595,774	6,730	589,044	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	202	45.7	527,293	49,800	477,493	部下に看護師又は准看護師5人以上
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	看 護 師	474	36.6	447,116	32,618	414,498	
	准 看 護 師	61	48.2	375,017	30,271	344,746	
	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	x	x	x	x	x	
	守 衛	4	48.9	413,175	89,504	323,671	
	用 務 員	4	47.3	319,789	23,877	295,912	

第11表

職種別、学歴別及び企業規模別の初任給

職 種		学 歴	企業規模計		500人以上		100人以上 500人未満	
			調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均
事 務 ・ 技 術 関 係 者	新卒事務員	大 学 卒	人 825	円 251,699	人 697	円 254,572	人 128	円 238,476
		短 大 卒	55	224,410	42	224,005	13	226,356
		高 校 卒	90	205,484	46	212,346	44	200,228
	新卒技術者	大 学 卒	594	252,130	453	257,146	141	240,456
		短 大 卒	263	223,049	218	224,848	45	217,133
		高 校 卒	206	217,284	171	218,493	35	212,334
	新卒事務員・ 技術者計	大 学 卒	1,419	251,867	1,150	255,483	269	239,505
		短 大 卒	318	223,375	260	224,634	58	218,876
		高 校 卒	296	213,351	217	217,187	79	205,183
そ の 他	新卒研究員	大学院修士 課程修了	68	277,096	58	278,520	10	268,636
	準新卒看護師	養成所卒	177	227,670	164	227,540	13	229,250

- 注 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものです。
- 2 職種欄において「準新卒」とあるのは、令和7年度中に資格免許を取得し、令和8年4月までの間に採用された場合をいいます。
- 3 短大卒には高専卒も含まれます。
- 4 令和8年4月、県職員の事務・技術関係の新卒行政職員の初任給（地域手当12.5%を含む。）は、大学卒267,300円、短大卒250,425円、高校卒232,537円となっています。

第12表

初 任 給 の 改 定 状 況

学 歴 \ 企業規模		項 目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
				増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	規 模 計	%	%	%	%	%	
	500人以上	58.8	(74.0)	(26.0)	－	41.2	
	100人以上500人未満	78.1	(73.0)	(27.0)	－	21.9	
高 校 卒	規 模 計	51.2	(74.6)	(25.4)	－	48.8	
	500人以上	17.1	(82.3)	(17.7)	－	82.9	
	100人以上500人未満	23.1	(64.9)	(35.1)	－	76.9	
	規 模 計	14.7	(93.3)	(6.7)	－	85.3	
	500人以上						
	100人以上500人未満						

- 注 1 事務員と技術者のみを対象としたものです。
- 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

第13表 住 宅 手 当 の 支 給 状 況

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	65.0%
支 給 し な い	35.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高給額の最高支給額の中位階層	25,000円以上 26,000円未満

第14表 国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
	%	%	
83.0	67.0	60.3	17.0

- 注 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含みません。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合です(複数回答)。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
	%	%	%	%	%	回	
78.5	(7.2)	(65.3)	(5.8)	(10.7)	(11.0)	15.2	21.5

- 注 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合です。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合です。

第15表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
57.4	42.6	51.2	48.8	49.9	50.1

第16表

定 年 制 の 状 況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
	%	%	%
100.0	81.6	18.4	—

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

第17表 公務における再任用職員及び民間における再雇用者の
役職段階別平均給与月額

役 職 段 階	公 務	民 間
	万円	万円
副主幹級・グループリーダー級	37.3	41.5
主 査 級	32.8	35.4
主任主事級以下	26.9	29.6

注 1 「再任用職員」とは、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員をいいます。

2 「公務」は、令和8年職員給与等実態調査によります。平均給与月額は、再任用職員のうち行政職給料表(1)及び学校行政職給料表が適用されるフルタイム勤務職員のものです(令和8年4月時点)。「副主幹級・グループリーダー級」は5・6級、「主査級」は4級、「主任主事級以下」は3級以下が適用される職員です。

3 「民間」は、職種別民間給与実態調査における60歳から64歳までのフルタイム勤務再雇用者の平均給与月額(令和6年から令和8年までの各年4月時点の3年平均)です。「副主幹級・グループリーダー級」は同調査における課長代理級、「主査級」は同調査における係長級、「主任主事級以下」は同調査における係員級及び主任級です。

生 計 費

第18表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和8年4月)

世帯人員		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
費目						
		円	円	円	円	円
食	料	費	33,060	59,240	73,300	87,360
住	居	関	係	費	43,300	56,100
被	服	・	履	物	費	4,890
雑	費	I	39,820	49,860	69,100	88,340
雑	費	II	9,370	18,080	21,130	24,190
計		130, 440	188, 690	219, 470	250, 250	281, 010

注 1 標準生計費については、次により算定しました。

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯(2人～5人世帯)について、令和8年4月の標準生計費を算定しました。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定していますが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査等の大分類項目に対応しています。

食 料 費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑 費 I ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II ……その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 [令和9年夏に具体的な内容を報告]
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
[対象]
・令和9年度経験者採用試験
・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ [令和8年4月実施]

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- 転居に関する手当の新設 [令和9年4月実施]
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- 広域異動手当の支給割合の引上げ [令和8年4月実施]
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し [令和9年4月実施]
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務(本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格)

課題認識

激しい人材獲得競争が続く中、労働市場で高い競争力を有する人材の確保・定着には、職務内容の困難さ・責任の重さに見合った処遇が必要

「本府省幹部職員等」(次官級～課長級)について、他の職員に先行し、給与、任用及び勤務時間制度を一体的に見直し、実力本位の人事制度へ

※ 「本府省幹部職員等」以外の職員も、年齢にかかわらず、能力・実績がより反映され、職務上の役割等が反映された処遇となるよう、今後も制度の見直し

人事制度見直しの骨格 (令和9年夏に具体的な内容を報告)

1 職務・職責をより重視した給与体系

- 本府省幹部職員等のポストを対象とする俸給表を新設し、各ポストの職務・職責に応じて俸給月額を決定
- 人材獲得競争で見劣りしない給与水準に

※ 地方の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与措置等も併せて検討

【給与の構成等】

俸給 + 手当(業績手当、通勤手当、転勤手当を基本に)

● 業績手当(ボーナス)[新設](年2回支給)

人事評価結果に基づき支給する「業績相当分」(優秀な者に支給)と、一時的な職務・職責の高まりに応じて支給する「職責相当分」で構成

● 転勤手当[新設]

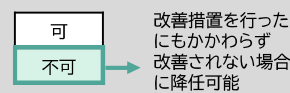
転勤関連手当を再編・統合 ※ 新制度の対象ポスト以外も対象

2 能力・実績に応じた人事運用の更なる徹底

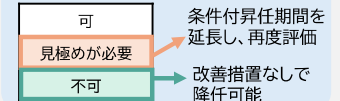
- 能力・実績に基づいて適任者を登用・抜てきするとともに、その後の勤務実績を通じて能力を的確に見極められるよう見直し
- 昇任後にその能力が十分でないと判断された場合には、昇任前の役職段階に改善措置なしで戻せるスキームに

【見直し後の昇任時の見極めスキーム(特別評価)】

【現行】2段階



【新制度】3段階



3 勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度

- 民間企業の管理監督者と同様に、必要な判断をより適時適切に行うことができるよう、勤務時間にとらわれない働き方ができるスキームの導入を検討

2. 働きやすさと成長が両立する公務

転勤の経済的負担の軽減

- ・ 単身赴任者であるか否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行った職員を対象とする手当を新設
- ・ 60km以上の転勤を行った職員を対象とする広域異動手当の支給割合を引上げ
- ・ 不便な地に所在する官署に転居を伴う転勤を行った職員を対象とする特地勤務手当に準ずる手当の支給対象を拡大
- ・ 今後、転勤に関する手当を再編・統合して総合的な手当を新設し、給与上のインセンティブ向上を目指す

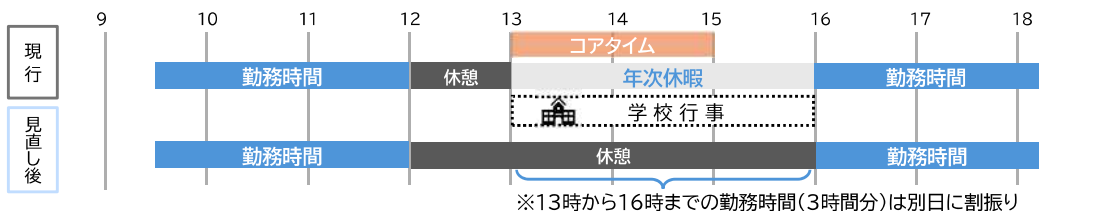
働きやすい環境の整備

- ・ 特に月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて、伴走支援の対象府省を拡大
- ・ 臨時調査の機動的な実施を始めとする調査・指導を強化

柔軟な働き方の推進

- ・ 個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進するため、全ての職員が事由を問わず年7日取得できる無給休暇を新設
- ・ フレックスタイム制について、1日の最短勤務時間を見直すとともに、コアタイムを設定しないことも可能に

例：コアタイムが13時から15時までに設定されている職場に勤務する職員が、13時から16時の間に学校行事に参加する場合



2. 働きやすさと成長が両立する公務

「成長できる職場」の整備

- ・ 「スキル一覧」を活用し、研修体系の見直しを進めていくとともに、職員の主体的な学びを促進
- ・ 各府省独自のスキルマップ作成を支援するなど、「スキル一覧」が各府省においても幅広く活用されるよう取組を推進

▼「スキル一覧」イメージ（記載されたスキルは例示）

	業務スキル		対人スキル		概念化スキル	
スキルセット カテゴリー	各組織・各分野・各業務ごとに求められるスキル					
	社会人スキル タイムマネジメント 読解力 コミュニケーション力 など	業務スキル 資料作成力 マルチタスク 法令・制度理解 など	対人関係スキル ファシリテーション力 ネットワーク形成力 プレゼンテーション力 など	マネジメントスキル リーダーシップ 傾聴力 コーチング力 など	課題解決スキル 国際的視野 論理的思考力 課題発見・設定力 など	将来構想スキル 多角的視点 プロジェクト管理力 意思決定力 など
マインドセット カテゴリー	変化の時代に求められるマインドセット					
	学び続ける姿勢 AIデジタル活用志向 イノベーション創出 など					
	普遍的に求められるマインドセット					
	誠実さ 公共性 使命感 国家公務員行動規範 など					

※ スキルセットカテゴリー：特定の役割や業務を遂行するために必要なスキル
マインドセットカテゴリー：スキルの獲得・発揮の前提となる姿勢等

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

採用試験等の見直し

- ・ 海外の大学等の学生も含め、利便性向上・受験機会拡大が期待できるCBT方式(オンライン試験)を、令和9年度の経験者採用試験の基礎能力試験に導入。導入結果等を踏まえ、令和10年秋の総合職試験(教養区分)、令和11年春の総合職試験全区分の基礎能力試験への導入を目指す
- ・ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大

専門人材等の採用の推進

- ・ アルムナイ人材を含む専門人材等を柔軟に採用できる仕組みの運用等を支援
- ・ 専門人材等の情報を集約した「人材プール」を令和8年度中に整備し、各府省と採用候補者との効率的なマッチングを実現

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進

- ・ ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」を柱として、各府省と連携して国家公務員の仕事や魅力に関する情報を集約するプラットフォームを構築し、戦略的に発信

国家公務員行動規範の更なる浸透

- ・ 職員の行動指針となる行動規範の啓発活動とインナーブランディングを連携させることで、職員一人一人のやりがいを高め、公務内からも公務の魅力を上

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断